

県立学校における地域学校協働活動の推進について

1 地域学校協働活動について

(1) 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校と地域が相互に連携・協働して行う様々な活動（郷土学習・ボランティア等）のこと。

(2) 目的

地域学校協働活動は、平成 29 年 3 月の社会教育法改正により法律に位置付けられ、子供の成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生につなげていくことを目的としている。

(3) 地域学校協働本部と地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動の推進に当たっては、地域住民や団体等により形成された「地域学校協働本部」の整備が有効とされる。地域学校協働本部には、学校と地域をつなぐコーディネーターとして「地域学校協働活動推進員」が配置され、学校・地域の連絡調整や、それぞれの実情に応じた企画立案等の役割を果たすことが期待されている。

2 学校運営協議会とコミュニティ・スクール

地域学校協働活動と関連の深い取組として、コミュニティ・スクールがある。

教育委員会により任命された委員が、学校の運営とそのために必要な支援について協議する機関「学校運営協議会」を設置した学校をコミュニティ・スクールという。学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することや、学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることなどができる。

3 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進

地域学校協働活動推進員が、学校運営協議会に委員として参画しながら、地域学校協働本部に働きかけるなど、学校と地域とで目標やビジョンを共有することが重視されている。学校運営協議会の協議結果を踏まえた地域学校協働活動を展開することで、学校運営の改善と地域づくりの双方に資する活動が進んでいくことが期待されている。

(参考資料『これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動』 文部科学省 2020 年 3 月)

4 神奈川県生涯学習審議会の過去の答申

第 13 期「地域と学校の連携・協働の推進について（答申）」

(1) 諮問

平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」において、地域と学校の連携・協働が「生涯学習社会」の構築に資するとされ、新たに「地域学校協働本部」を全小・中学校区に構築し、コミュニティ・スクールと両輪となって相乗効果を発揮することが求められた。

地域と学校が連携・協働を進めるためのポイントや、活動を推進する体制整備、地域住民等の参画を促す施策について、審議会に諮問があった。

(2) 答申

学校教育と社会教育にはそれぞれの「よさ」があり、地域が学校に奉仕することだけが「地域と学校の連携・協働」ではない。地域社会の中にある教育機能に期待し、「学校外の教育活動の場に子どもたちを送り出す」連携のあり方もある。

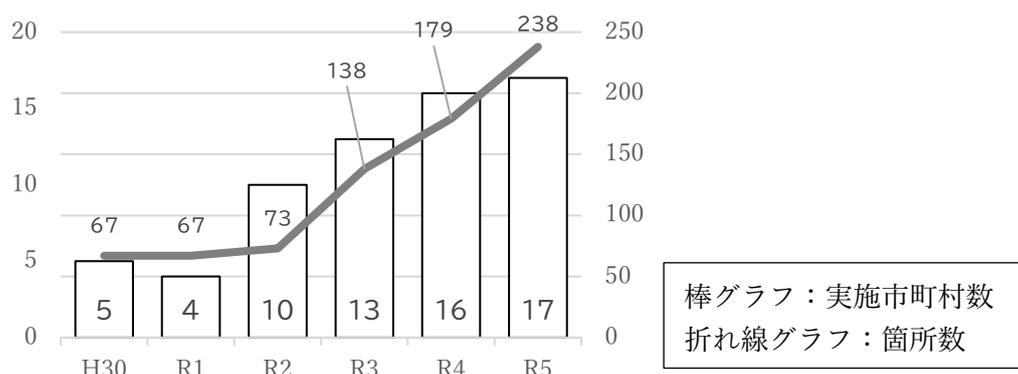
地域が学校に奉仕する視点のみが先行すると、地域の負担が大きくなる。地域住民が学校を支えるとともに、その活動を喜び楽しんで行える「Win-Win の関係」を築く支援体制が継続のカギである。

5 県内の地域学校協働活動の取組状況

(1) 地域学校協働活動推進事業実施市町村数・箇所数（令和5年度現在）

市町村数：政令市を除く 30 市町村のうち 17 市町村が実施

箇所数：238 箇所



(2) 県立学校における地域学校協働活動の導入状況（令和5年度現在）

地域学校協働本部設置校：3 校（県立学校数 166 校）

地域学校協働活動推進員：4 人（うち学校運営協議会との兼任は 3 人）

(3) 県立学校におけるコミュニティ・スクールと地域との連携協働

県立学校全校でコミュニティ・スクールを導入している。

各学校では、コミュニティ・スクールでの協議の結果を展開する実働組織として独自の部会を設置しており、地域との協働に関する「地域協働部会」を設置している学校もある。

事例：横須賀高等学校「トウキョウサンショウウオの保全活動」

生徒が学校近辺で絶滅危惧種のトウキョウサンショウウオを発見したことをきっかけに、地域の NPO や博物館と協力して小中学校向けワークショップの開催、地域のイベントでの啓発活動を行う。

(4) 地域学校協働の活動事例

<参考資料 3>を参照

6 国の第4期教育振興基本計画

令和5年6月16日に閣議決定された第4期教育振興基本計画におけるコンセプト及び総括的な基本方針には、次のとおり地域と学校の協働に関連すると考えられる記述がある。

<教育振興基本計画のコンセプト>

- 持続可能な社会の創り手の育成
- 日本社会に根差したウェルビーイング*の向上

(※ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態であることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含んでいる。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念)

<総括的な基本方針>

- ・ 日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、

「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」

「学校や地域でのつながり」

「協働性」

「利他性」

「多様性への理解」

「サポートを受けられる環境」

「社会貢献意識」

「自己肯定感」

「自己実現（達成感、キャリア意識など）」

「心身の健康」

「安全・安心な環境」

が挙げられる。これらを、教育を通じて向上させていくことが重要。

- ・ 個人のウェルビーイングを支える要素として、学力や家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要。
- ・ 生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切。
- ・ 子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であることなどが求められる。
- ・ 子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子供や地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められる。

7 新たに追加したい視点

第4期教育振興基本計画におけるコンセプト及び総括的な基本方針（特に下線部分）を踏まえ、県立学校（特に県立高校）への地域学校協働活動の推進が必要と考える。

高等学校を対象として地域学校協働活動を実施する場合は、キャリア教育を推進する観点からも、特に、学びによるまちづくり、地域課題解決型学習、地域人材育成、ボランティア活動といった社会参画型の活動を充実していくことが重要です。（中略）

高等学校における地域学校協働活動の推進は、高校生自身が自らを地域の担い手の一員であると認識し、地域課題の解決や地元での就職・起業等も視野に入れて進路を選択するなど、地域で活躍する意識を持つ若者の増加にもつながり、地域の創生の促進にも資することが期待されます。（参考資料『地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン』文部科学省2017年4月）

8 県立学校について

（1）県立学校の概要

県立学校の概要については、以下のとおり。

学校種別	学科等	校数	特 性
高等学校 (16~18 歳)	普通科	135 校	学習形態の違いにより全日制・定時制・通信制に分かれる。農業、工業等、学習内容に特徴がある専門学科や、普通科と職業学科を総合する総合学科がある。
	専門学科		
	総合学科		
中等教育学校 (13~18 歳)		2 校	中高一貫教育に取り組む。前期課程は中学校、後期課程は高等学校の基準が準用され、特色ある教育課程を編成できる。
特別支援学校 (6~18 歳) ※1	知的障害教育学校 肢体不自由教育学校 盲学校 ろう学校 など	29 校	児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援を行っている。

※1 盲・ろう学校には幼児も在籍している。

（2）県立学校における地域学校協働活動

県立学校のうち、「中等教育学校」及び「特別支援学校」には、義務教育を受ける年齢の児童生徒がいる。一般的にそうした年齢の児童生徒が通学する小・中学校では、地域から支援を受ける立場での協働が多く行われている。

一方、「高等学校」では、地域からの支援に加えて、生徒が地域を支援する立場での協働も行われており、学校数（135校）や生徒数（約11万人）が非常に多いことも踏まえると、取組を推進する上で高等学校での実施は重要であると考えられる。

そこで、本審議会における「県立学校における地域学校協働活動の推進」では、主として「高等学校」を対象とした議論を期待する。

なお、高等学校は通学区域が広域にわたり、学校が所在する「地域」と、生徒が居住する「地域」が異なるなど、「地域」の捉え方が小・中学校と相違することに留意されたい。また、学科によっては、社会の一員としての役割を担う力をつけることが重視されているなど、小・中学校と事情が違うという視点を持って検討を進める必要があると考えられる。

9 議題「県立学校における地域学校協働活動の推進について」

(1) 論点 地域と県立学校が連携・協働して取り組むために必要なこと

現在、学校と地域が連携し、地域イベントの企画から運営までを生徒が主体的に担う取組や、近隣の事業所を訪れ職業体験する取組を行う県立高校がある。こうした取組は、生徒の自己肯定感を高めることになるだけでなく、地域の活性化などにもつながる。

一方、取組の推進には様々な課題があると考えられることから、こうした取組を広げ、かつ継続的に行われる活動とするために、どのようなこと（活動内容、仕組み、組織、人材など）が必要と考えられるかについて議論いただきたい。

(2) 県立学校における地域学校協働活動に係る課題と考えられること

・ 地域学校協働活動事業への理解が十分でない

学校や地域に対して当該事業の周知が十分ではなく、活動への理解が進んでいない。

学校によっては取組を始めることに対して負担を感じている。

・ その他

小中学校と比較して地域と学校との結び付きが弱いため、地域の情報が少ない。

コミュニティ・スクールの「地域連携部会」で実質的に連携事業を実施している学校がある。

事業に関わっていただける人材への謝金などの予算確保が十分でない。

(3) 第2回審議会での議論

今回（第2回）の審議会における議論では、地域と学校が連携・協働して取り組むために解決すべき課題の洗い出しを中心に議論いただき、解決に向けた方策等について次回以降の検討課題としたい。